



介護施設で



働きながら



資格を取って
活躍しませんか？

事業内容

介護施設等（老人ホーム、デイサービス等）で介護の仕事に就きながら、勤務時間内に研修を受講し、資格取得を目指します。



対象者

令和7年11月1日までに介護業務への就労を希望する方

※介護福祉士及び介護職員実務者研修資格を有する方は対象外です。

受講対象研修

無資格の方 ▶ 介護職員初任者研修

介護職員初任者研修等修了者の方 ▶ 実務者研修

詳細は裏面で
チェック！

ポイント

- ① 介護の仕事が初めて（無資格）の方でもOK
- ② 最大6か月間の有期雇用契約を締結
- ③ 研修受講料負担なし！
就業時間内に研修を受講。
その間も給与支払いあり。
- ④ 事業者と合意があれば継続雇用も可能！

お問合せ先

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都福祉人材センター（介護人材担当）

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 7階

東京都福祉人材センターホームページ

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/>

TEL 03-5211-2910

※本事業の詳細はホームページで
ご確認いただけます。

フクシロウ

検索



応募方法は裏面をご確認ください。

利用の流れ

求人サイトや
チラシを見ての
直接応募もOK!

1

●人材センター から応募

人材センターのホームページに、対象となる事業者の一覧を掲載しています。

応募希望の事業所へ直接ご連絡ください。



●ハローワーク から応募

お近くのハローワークまたはハローワークインターネットサービスを利用して応募できます。

対象となる事業所の求人票に

は「**東京都介護職員就業促進事業**」と記載があります。



2

事業者と有期雇用契約を締結

3

介護労働に従事／研修を受講

4

有期雇用契約期間終了



事業者と合意で継続雇用へ

※遅くとも令和7年11月1日までに就職することが必要です。 ※応募状況によっては事業終了が早まる可能性があります。

施設・事業所に応募、問い合わせの際には「**介護職員就業促進事業希望**」とお伝えください。

介護職員就業促進事業で目指せる資格

●介護職員初任者研修

●実務者研修

本事業は、現在お持ちの資格によって受講できる研修が異なります。



無資格の方 ▶ 介護職員初任者研修

- 利用者の身体に直接触れる身体介護業務や生活援助業務など介護職員の基本を学べます
- 研修時間 約130時間



初任者研修等修了者の方 ▶ 実務者研修

- 介護福祉士国家試験の受験資格です
- 研修時間 約450時間(介護職員初任者研修があれば320時間)



※本事業利用期間中に受講できる研修は1つまでです。

※本事業期間中は研修受講料の自己負担はありません。事業期間内に資格取得できなかった場合、事業期間外の継続受講及び補講等については、事業者と相談してください。